

追加検討項目〔乗降場所〕について

7月23日に開催された第3回会議において、本市の運行方式は、「ドア・ツー・ドア方式」とすることとされた。

「ドア・ツー・ドア方式」とは、利用者の自宅をシステムに登録して、自宅と主要施設間を運行する方式である。

本市においては、平成25年2月に策定した「白岡市における地域公共交通の今後の方向性」の中で、新たな地域公共交通サービスは効率的で利便性の高いものを構築することとした。

本会議において協議を進める中で、オペレーションシステムの運用イメージや先行自治体の運行状況を把握できたため、改めて「ドア・ツー・ドア方式」における「自宅」について、効率的な運行体制の確保と利用者の利便性の観点から検討したい。

「ドア・ツー・ドア方式」の運行イメージ（乗車場所 ⇒ 降車場所）

自 宅 ⇒ 主要施設※1

主要施設 ⇒ 主要施設

主要施設 ⇒ 自 宅

※1 主要施設については、表2に記載している施設等を想定している。

利用者の乗降場所については、次に掲げる二つが考えられる。

1 利用者の自宅

2 共通乗降場所（ごみ集積所付近）※2

※2 ただし、特別な事情がある場合は、申請により例外を認める。

表1 乗降場所の特徴比較

乗降場所	1 利用者の自宅	2 共通乗降場所
メリット	○利用者は、乗降場所まで移動する負担が少なく利便性が高い。	○利用者が集約されるので、比較的乗り合い率が高まり効率的な運行が期待できる。 ○予約が集中する時間帯の予約が比較的成立しやすくなるので、利用者全体の利便性が高まる。
デメリット	○乗降場所が集約されていないので、予約が集中する時間帯では、予約が成立しにくくなる可能性がある。 また、乗り合い率が高まらないことがある。 ○利用者の自宅の登録・管理に手間を要する。	○利用者は、共通乗降場所まで移動する必要がある。 ○利用者は、乗車する際に自宅を出て待つため、何らかの事由により遅延が生じた場合、連絡に支障が生じることがある。

◎ 乗降場所の選択のポイント

「1 利用者の自宅」は、利用者が自宅で乗降できるため、高齢者の方などにとっては利便性が高い。

時刻ごとの運行ルートを設定するには、乗車及び降車の際の時間を考慮する必要がある。このため、例えば隣接する住宅の利用者が同じ時間帯に予約する場合でも、システム上では、離れた場所と同様の余裕時間が確保されることになる。こうしたことにより他の利用者の予約が成立しにくくなり、乗り合い率が高まらない場合がある。

一方、「2 共通乗降場所」は、共通乗降場所を設定して、乗降場所を集約

することで、「1 利用者の自宅」とした場合よりも比較的予約が成立しやすくなることから乗り合い率が高まり、より効率的に運行することが期待できる。

どちらを選択するかは、効率的な運行体制の確保と利用者の利便性とのバランスを考慮して判断することになる。

【方向性】

「1 利用者の自宅」は、利用者の自宅で乗降できるので、移動の負担が少なく、利便性が高いと考えられる。

一方、システム上、一定の余裕時間が確保されるため、予約に影響が生じたり、乗降場所が多くなることから乗降に時間が掛かるなどして、必ずしも乗り合い率が高まらず効率的な運行とならないことが考えられる。

「2 共通乗降場所」は、利用者の乗降場所が集約されるので、乗り合い率が高まり効率的な運行が期待できる。

利用者は、ごみの集積所を日常的に利用していることから、移動の負担は少ないと考えられる。

以上のことから、乗降場所については、「2 共通乗降場所（ごみ集積所付近）」とし、特別な事情がある場合は、申請により例外を認めるとする方向で検討を願いたい。

表2 主要施設一覧（案）

種別	施設名	所在地
官公庁	白岡市役所	千駄野 432
	白岡市役所連絡所	小久喜 1213-3
	白岡市保健センター（はびすし らおか）	千駄野 445
	白岡市水道課（高岩浄水場）	高岩 2211
	白岡市下水道課（高岩浄水場）	高岩 2211
	蓮田白岡環境センター	篠津 1279-5
消防・警察	消防署	寺塚 162-1
	白岡駅前交番	小久喜 1213-3
	下野田駐在所	下野田 754
	新白岡駅前交番	高岩 692-1
コミュニティ・教育・文化・スポーツ 施設	コミュニティセンター	白岡 857-6
	中央公民館・勤労青少年ホーム	小久喜 1227-1
	図書館	小久喜 1220
	教育支援センター（保健センター分館）	白岡 1172
	大山民俗資料館	荒井新田 342
	B & G 海洋センター（プール）	千駄野 371-3
	勤労者体育センター・市民テニスコート	新白岡 3-200-2
	総合運動公園	千駄野 345
	白岡公園（野球場）	西 5-12
	千駄野運動広場	千駄野 432
福祉	保健福祉総合センター（はびす しらおか）	千駄野 445
	社会福祉協議会（はびすしら おか）	千駄野 445
	老人福祉センター	高岩 2177
	シルバー人材センター	小久喜 1213-1
学校	篠津小学校	篠津 2644
	菁莪小学校	上野田 101-1
	大山小学校	荒井新田 339
	南小学校	小久喜 524-1
	西小学校	西 6-3-1
	白岡東小学校	新白岡 2-28-1
	篠津中学校	篠津 2617
	菁莪中学校	下野田 927
	南中学校	千駄野 356-1
	白岡中学校	白岡 1647-1
	県立白岡高等学校	高岩 275-1
保育所（園）	千駄野保育所（市立）	千駄野 880
	高岩保育所（市立）	高岩 2227-1

	西保育所（市立）	西 6-10-3
	興善寺保育園（私立）	白岡 972-1
	しらおか虹保育園（私立）	上野田 1252-1
家庭保育室	サクラ保育所	小久喜 1157-1
	白岡めばえ保育園	小久喜 874-1
幼稚園	興善寺幼稚園	白岡 972-1
	菁莪幼稚園	下野田 831
	杉の子幼稚園	高岩 633-1
	白岡天使幼稚園	小久喜 618-1
学童保育所 （児童クラブ）	南児童クラブ（南小学校）	小久喜 524-1
	西児童クラブ（西小学校）	西 6-3-1
	東児童クラブ（白岡東小学校）	新白岡 2-28-1
	菁莪児童クラブ（菁莪小学校）	上野田 101-1
	篠津児童クラブ（篠津小学校）	篠津 2644
児童館・子育て支援施設	西児童館・子育てサロン「らぶちる」	白岡 857-6
	東児童館・子育て支援センター「はぴちる」	千駄野 445
	高岩保育所内子育てサロン「ぷりちる」	高岩 2227-1
駅	白岡駅	小久喜 1213
	新白岡駅	野牛 1107-4
金融機関	埼玉りそな銀行白岡支店	小久喜 1112-1
	埼玉縣信用金庫白岡支店	小久喜 1083-3
	足利銀行白岡支店	小久喜 1161-1
	武蔵野銀行新白岡支店	新白岡 2 丁目 1
	白岡郵便局	千駄野 941-1
	白岡岡泉郵便局	岡泉 1262
	大山郵便局	柴山 1161-1
	西白岡郵便局	白岡 1050-2
	新白岡駅前郵便局	野牛 1117-2
公益機関	白岡市商工会	篠津 944-13
	白岡市観光協会	白岡 1172
	白岡特産館	小久喜 1053-7
	しらおか味彩センター	千駄野 398
農業	南彩農業協同組合白岡大山支店	白岡 1176-1
	南彩農業協同組合日勝支店	上野田 102
	白岡市梨選果センター	荒井新田 770-24
	大山農村センター	下大崎 1341-1
病院・医院・診療所	新井クリニック	小久喜 1190-5 1F
	新井レディースクリニック	小久喜 1190-5 2F
	大林内科	千駄野 656-1
	大村内科	西 8-5-8
	奥山こどもクリニック	高岩 765-1
		新白岡駅前ホスピタリティパー

		ク 3F
	開誠医院	西 1-7-12
	児玉耳鼻咽喉科	小久喜 1101-1
	斎木眼科	篠津 1936-5 2F
	ささき婦人科クリニック	高岩 466
	山王クリニック	寺塚 123-1
	山王ドームクリニック	寺塚 97-2
	篠津医院	篠津 1936-5 1F
	白岡整形外科	小久喜 1067-2
	白岡せんだの医院	千駄野 1161
	白岡中央総合病院	小久喜 938-12
	白岡内科総合診療所	千駄野 1311-1
	白岡ファミリークリニック	小久喜 200-1
	新白岡駅前内科	高岩 765-1 新白岡駅前ホスピタリティパーク 2F
	新しらおか病院	上野田 1267-1
	杉本医院	小久喜 1444-7
	高梨内科医院	西 1-3-2
	富田皮膚科	千駄野 1340-3
	パーク病院	千駄野 1086-1
	藤野医院	高岩 990-1
	むかわ医院	篠津 42-1
	矢部医院	上野田 615
	山本クリニック	新白岡 2-1 ルネグランテラス 1F
	ゆりのき皮膚科形成外科	野牛 1104-1
	りゅう内科整形外科医院	白岡 1487-4
	わたなベクリニック	新白岡 3-41 ルネグランガーデン 1F
歯科医院	青空歯科クリニック	千駄野 1105
	アリス歯科クリニック	新白岡 1-1-1
	おがわ歯科クリニック	小久喜 1083-8 2F
	鬼久保歯科医院	小久喜 91-2
	金子歯科医院	白岡 1160
	川島歯科医院	小久喜 1008-4
	きのした歯科医院	西 6-12-4 柿沼ビル 2F
	くりはら歯科医院	千駄野 719
	小島歯科医院	小久喜 1167-2
	櫻井歯科医院	野牛 1087-1
	白岡ニュータウン歯科	新白岡 3-41 ルネグランガーデン 2F
	高井歯科医院	高岩 1060
	たけおだ歯科医院	小久喜 674-3

		シティビル 1F
	田島歯科医院	小久喜 1139-1
	ななえ・栴沢歯科医院	白岡 1082-6
	のもと歯科クリニック	寺塚 364-2
	はまだ歯科医院	高岩 673-5
	ほんざわ歯科クリニック	下大崎 1356-1
	松永歯科医院	小久喜 1203-1
	松丸・歯科・矯正歯科白岡駅ビルクリニック	小久喜 1213-3 ビーンズアネックス 2F
	宮山歯科医院	下野田 1373-3
	本木歯科医院	小久喜 731-9
	安井歯科医院	上野田 1161-1
	山本歯科医院	篠津 2080-5
介護施設	介護老人福祉施設 光乃里	荒井新田 359-1
	特別養護老人ホーム いなほの里	千駄野 663-1
	特別養護老人ホーム わかば	岡泉 902
	介護老人保健施設 ぽっかぽか	上野田 357-1
	グループホームフローラ白岡西	西 10-13-9
	ソレアード新白岡	野牛 1228
	愛の家グループホーム白岡	高岩 65-1
	小規模多機能型居宅介護事業所 ぽっかぽか	上野田 353
福祉施設	太陽の里	小久喜 450
	ありの実館	白岡 805-2
	東ありの実館	爪田ヶ谷 52-3
	白岡太陽の家 にじ	西 2-18-6
	クローバー	下大崎 294-1
	かるがも工房	上野田 391-3
	障害者デイサービスセンター	千駄野 445
商業施設	ヤオコー新白岡店	新白岡 3-50-1
	マミーマート白岡店	千駄野 719
	マミーマート白岡西店	西 6-5-2
	カスミ白岡店	西 4-2-6
	フードオフストッカー 白岡原ヶ井戸店	白岡 1290-1
	東武ストア白岡店	小久喜 1118-1
商店会	各商店会	2～3か所
集会所	各行政区の集会所	
路線バスの停留所	商店街	小久喜
	白岡農協前	白岡
	興善寺	白岡
	学校入口	篠津
	篠津神社前	篠津
	高台橋	篠津

	押出し	篠津
	根金橋	下大崎
	庚申塚前	下大崎
	下大崎	下大崎
	太平橋	柴山
	小川橋	柴山
	柴山	柴山

検討項目 1 4 「オペレーターの雇用形態」について

オペレーターの雇用形態は、運行事業者の業務委託契約内容に含めるものとする。

検討項目 1 5 「運行事業者」について

運行事業者は、道路運送法第 4 条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の許可を取得できる見込みのある者とする。

検討項目 1 6 「契約方式」について

契約方式は、業務委託契約金額から運賃収入及び国庫補助金を差し引いた額を、協議会が事業者を支払うものとする。

【方向性】

「白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス実証運行業務仕様書」の内容とする方向で検討を願いたい。

白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス実証運行業務仕様書（案）

白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス実証運行業務※₁を委託する事業者の選定に当たっては、「白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス実証運行業務に係る公募型プロポーザル※₂募集要領」によるものとする。

業務内容は、白岡市オンデマンド型地域公共交通サービスの「実証運行業務」、「利用予約受付業務」及び「利用者登録受付業務」とし、詳細については、この仕様書に定めるところによる。

- ※₁ 実証運行業務・・・オンデマンド型交通の需要や運行課題などを把握して、本格運行に反映させるために実施する運行業務
- ※₂ プロポーザル方式・・・価格だけでなく、高度な技術力と豊かな経験を生かしたプロポーザル（企画提案書）の提出を受け、ヒアリング等を実施した上で、事業者を総合的に評価して選定する方式

- 1 事業名 白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス実証運行業務（以下「デマンド交通実証運行業務」という。）
- 2 事業主体 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会（以下「協議会」という。）

3 事業目的

高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などのいわゆる交通弱者を主な対象に、買物や通院などの日常生活における移動手段を確保することにより交通利便性の向上を図ることを目的として、「白岡市生活交通ネットワーク計画」に基づき、デマンド交通実証運行業務を実施する。

4 運送種別

道路運送法第4条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

5 運行事業者

運行事業者は、道路運送法第4条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の許可を取得できる見込みのある者とする。

なお、許可申請に要する費用は、運行事業者が負担するものとする。

6 業務委託期間

契約期間：平成26年9月1日から平成27年3月31日まで

7 業務内容

(1) 実証運行業務

オンデマンド型の乗り合い方式による運行業務内容は、以下に示すとおりとする。

① 運行区域

運行区域は、白岡市域内全域とする。

② 運行方式

あらかじめ設定した自宅（共通乗降場所）と目的地（主要施設）間を運行する。

運行パターン

- | | |
|---|-------------------------|
| ア | 自宅（共通乗降場所）から目的地（主要施設）まで |
| イ | 目的地（主要施設）から自宅（共通乗降場所）まで |
| ウ | 目的地（主要施設）から目的地（主要施設）まで |

※ 目的地（主要施設）・・・200か所程度（公共公益施設、医療福祉施設、スーパーマーケット・商店会、金融機関、路線バスの停留所等）

※ 自宅（共通乗降場所）及び目的地（主要施設）の表示板は、協議会が設置する。

③ 運行車両・台数

運行車両は、乗客定員4名以上のセダン型を使用する。

台数は、2台とする。その他、予備車両を1台とする。

ア 運行車両は、有償運行を実施するため事業用自動車（営業用自動車）とし、法令等に基づく装備を備えているものとする。

イ 運行車両は、デマンド交通実証運行業務の運行時間帯以外は、デマンド交通実証運行業務以外の用途に使用することを可とする。

ウ 運行事業者は、事故、不測の事態等が発生した場合において、デマンド交通実証運行業務が行えるよう予備車両1台を確保すること。この予備車両は、運行車両と同様とすること。

エ 運行車両は、任意保険に加入すること。加入手続及び保険料の支払は、運行事業者が行うものとする。

④ 車両表示

いずれの運行車両も車体全体にデマンド交通実証運行業務と分かるマグネットシート等を貼付すること。このマグネットシート等は、協議会が貸与する。

※ 運行事業者がデマンド交通実証運行業務の車両をデマンド交通実証運行業務以外の用途で運行するときは、利用者の誤解を招くことのないようにすること。

⑤ 利用者

利用者は、事前に利用者登録を済ませた市内に住所を有する者とする。

⑥ 運行方法

運行ダイヤを設定し、利用者からの事前予約に基づき、乗り合い方式で運行する。

⑦ 運行日

月曜日から土曜日まで〔日曜、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は、運休とする。〕

⑧ 運行時間帯

原則として、午前8時30分から午後5時30分までとする。

⑨ 運賃

運賃形態は、均一運賃とし、運賃は表1のとおりとする。

表1 運賃表

大人（中学生以上）	500円 ※ ただし、乗り合いで利用した場合は300円とする。
子供（小学生）	300円
未就学児	無料
障害者	300円 ※ 介助者一人は無料とする。 ※ 障害者とは、身体障害者手帳1級、2級、3級に該当する方、療育手帳(A)、A、Bに該当する方、精神障害者保健福祉手帳1級、2級に該当する方とする。

※ 利用予約時に複数での利用を申請し、かつ、実際の利用時に乗り合いで乗降した場合は300円とする（原則として、全員が同一の乗降場所で乗り降りした場合に限る。）。

⑩ 運賃の受領

運行事業者は、利用者から現金又は回数券を受領すること。

⑪ 回数券の販売

運行事業者は、協議会の指示により、事務所又は車内で回数券を販売すること。

⑫ アンケートの実施

運行事業者は、協議会が用意するアンケート用紙を利用者に配布及び回収し、随時、協議会に提出すること。

⑬ 運行記録の報告

利用者数、運賃、走行距離等の運行記録に関する日報及び月報を作成し、日報は1週間分をまとめて翌週の最初の運行日に、月報は翌月5日までに協議会に提出すること。

⑭ 事故等の対応及び報告

事故等が発生した場合には、迅速かつ的確に対応し、協議会に速やかに報告するとともに、事故報告書を提出すること。

(2) 利用予約受付業務

① 予約受付センターの設置

ア 予約受付センターの業務に必要な電話機、パソコン、プリンター（ファクシミリ機能付）、デスク及び椅子は、協議会が貸与する。

イ 利用予約受付業務に必要となる専用電話回線（フリーダイヤル）及びデマンド交通オペレーションシステム用電話回線の設置工事費用、光回線契約料並びにフリーダイヤル加入料は、協議会が負担する。

ウ 利用予約受付業務に係る電話基本料金、通話料金、インターネット回線使用料及び車載機の通信費用は、運行事業者が負担する。

② 予約受付方法

事前に利用者登録を済ませた市内に住所を有する者からの電話及びファクシミリによる予約を受け付ける。

③ オペレーターの手配

運行事業者は、原則として午前中は2名、午後は1名のオペレーターを配置すること。

ア オペレーターは、利用予約受付、配車計画作成、配車指示及び利用者からの問い合わせ等に対応すること。

イ 実証運行業務開始後に受け付けた利用者登録申請書の内容を随時、予約システムに入力し、申請者に登録完了の通知(ハガキ)を送付すること(通知の内容等は、別途指示する。)

④ 予約受付期間

利用日の1週間前から当日の利用時間1時間前までとする。

⑤ 予約受付時間

運行日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

⑥ デマンド交通オペレーションシステムの導入

ア デマンド交通オペレーションシステムは、利用者登録情報管理機能、利用予約受付機能、配車計画作成・配車指示機能及び利用情報分析機能を有するものとする。その経費は、運行事業者が負担する。

イ デマンド交通オペレーションシステムは、以下の条件を満たすものとする。

ア) リース契約で1年ごとに契約更新が可能であること。

イ) システムの変更(バージョンアップ)が可能で、かつ、

更新費用の負担がないこと。

ウ) 利用予約受付、配車計画作成及び配車指示を自動で行うことが可能であること。

エ) 共通乗降場所及び主要施設のデータ入力が可能であること。

オ) 予約状況、乗車状況等の報告用データの作成が可能であること。

カ) 実証運行業務開始前に利用予約受付に係る研修及びテストが可能であること。

キ) 実証運行業務開始前に利用者登録申請書のデータ入力が可能であること。

⑦ 予約受付記録の報告

予約申込件数、予約成立件数等の予約受付記録に関する月報を作成し、翌月5日までに協議会に提出すること。

(3) 利用者登録受付業務

運行事業者は、実証運行業務開始後の利用者登録受付業務を行う。なお、実証運行業務開始前の利用者登録受付業務は、協議会が行う。

(4) 収支報告書の提出

毎月の運賃及び回数券の販売等の収入、実証運行業務、利用予約受付業務及び利用者登録受付業務の経費等の支出を記載した収支報告書を翌月5日までに協議会に提出すること。

(5) 苦情等の報告

利用者からの苦情、意見、質問等に誠実に対応するとともに、協議会に速やかに報告し、苦情等処理報告書を提出すること。

8 委託料の支払

業務委託契約金額を運行月数で割って得た月ごとの概算運行経費を設定し、その概算運行経費から運賃収入及び国庫補助金を差し引いた額を運行事業者の月報提出後30日以内に支払うものとする。

委託料は、国庫補助金の金額が確定した時点で精算する。

※ 運行事業者は、国庫補助金申請に必要な書類の作成及び手続等に協力すること。

9 業務スケジュール

平成26年 7月上旬 利用者登録申請受付開始

平成26年 9月下旬 運行開始式（出発式）

平成26年10月上旬 実証運行開始

平成27年 4月上旬 本格運行開始

10 機密保持及び個人情報保護

業務に関連して知り得た市の機密に関する事項及び個人情報に関する事項は、契約期間中及び契約終了後にかかわらず、いかなる場合も第三者に漏らしてはならない。

11 その他

本仕様書に定めのない事項に関しては、双方協議の上、決定するものとする。

検討項目及びこれまでに選択した方向性

検討項目	考えられる選択肢	選択した方向性
1 運営主体	①市が運営主体となる。 ②市以外が運営主体となる。 (商工会、社会福祉協議会等)	H25. 6. 24 第 2 回会議 ①
2 運行方式	①ドア・ツー・ドア方式 ②基本路線方式 (停留所あり)	H25. 7. 23 第 3 回会議 ①
3 車両サイズ ・台数	①セダン型・2台 ②ワゴン型 ③小型又は中型バス	H25. 10. 22 第 6 回会議 ①
4 運行エリア	①全域 ②全域+隣市一部施設 ③一部エリア	H25. 7. 23 第 3 回会議 ①
5 運行曜日	①毎日運行 ②平日+土曜運行 (祝日及び年末年始12月29日から1月3日までを除く。) ③平日運行 (祝日及び年末年始12月29日から1月3日までを除く。)	H25. 9. 24 第 5 回会議 ②
6 運行時間帯	①昼間時間帯 (8:30~17:30) ②①に朝晩の通勤・通学時間帯を加える。	H25. 8. 20 第 4 回会議 ①
7 運行ダイヤ	①基本ダイヤあり ②基本ダイヤなし	H25. 8. 20 第 4 回会議 ①
8 運賃形態	①均一運賃 ②ゾーン制運賃 ③対キロ運賃	H25. 11. 19 第 7 回会議 ①
9 運賃水準	①100円 ②200円 ③300円 ④400円 ⑤500円	H25. 11. 19 第 7 回会議 ⑤ 詳細は別表のとおり
10 利用対象者	①市内に居住する者とする。 ②市内の高齢者に限定する。 ③制限なし (市外からの通勤・通学者、来訪者等の利用を可とする。)	H25. 6. 24 第 2 回会議 ①
11 利用者登録	①あり ②なし	H25. 6. 24 第 2 回会議 ①
12 システム 活用の可否	①システムを活用する。 ②システムを活用しない。	H25. 9. 24 第 5 回会議 ①
13 予約期限	①当日 (利用日の1週間前から当日の利用時間1時間前まで) ②前日まで	H25. 8. 20 第 4 回会議 ①
14 オペレータ の雇用形態	運行事業者の業務委託契約内容に含める。	
15 運行事業者	道路運送法第4条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)の許可を取得できる見込みのある者	

16 契約方式	業務委託契約金額から運賃収入及び国庫補助金を差し引いた額を支払う。	
追加 乗降場所	①利用者の自宅 ②共通乗降場所	

別表 運賃水準

大人（中学生以上）	500円 ※ ただし、乗り合いで利用した場合は300円とする。
子供（小学生）	300円
未就学児	無料
障害者	300円 ※ 介助者一人は無料とする。 ※ 障害者とは、身体障害者手帳1級、2級、3級に該当する方、療育手帳(A)、A、Bに該当する方、精神障害者保健福祉手帳1級、2級に該当する方とする。

※ 予約時に複数での利用を申請し、かつ、実際の利用時に乗り合いで乗降した場合は300円とする（原則として、全員が同一の乗降場所で乗り降りした場合に限る。）。

白岡市地域公共交通会議及び 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会委員名簿

(敬称略)

任期：平成25年5月21日～平成27年5月20日

	選出母体又は役職	氏名	委員区分	規定区分 第3条第2項	備考
1	朝日自動車株式会社	高橋直樹	一般乗合旅客自動車運送事業者 その他の一般旅客自動車運送事 業者	第1号	
2	昭和タクシー有限会社	明野真久			
3	白岡タクシー株式会社	細井将司			
4	一般社団法人 埼玉県バス協会	鶴岡洋	一般旅客自動車運送事業者が組 織する団体の代表	第2号	
5	一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会	高原昭			
6	白岡市行政区長会	佐々木操	市民又は利用者の代表	第3号	副会長
7	白岡市行政区長会	市村春樹			
8	白岡市民生委員・ 児童委員協議会	折原茂幸			
9	白岡市社会福祉協議会	浅野悦子			
10	白岡市老人クラブ連合会	長谷川博			
11	国土交通省 関東運輸局 埼玉運輸支局	野口政治	関東運輸局埼玉運輸支局長又は その指名する者	第4号	
12	朝日自動車労働組合	橋井公治	一般旅客自動車運送事業者の事 業用自動車の運転者が組織する 団体の代表	第5号	
13	埼玉県 企画財政部 交通政策課	浅見淳二	埼玉県企画財政部交通政策課長 又はその指名する者	第6号	監事
14	埼玉県 杉戸県土整備事務所	斉藤正美	埼玉県杉戸県土整備事務所長又 はその指名する者	第7号	
15	埼玉県 久喜警察署	神山邦夫	埼玉県久喜警察署長又はその指 名する者	第8号	
16	東洋大学 総合情報学部教授	尾崎晴男	地域公共交通について優れた識 見を有する者	第9号	
17	(株)メイワスカイサポート	中川幸廣			
18	白岡市副市長	秋葉清一郎	市長が指名する市職員	第10号	会長
19	埼玉県 利根地域振興センター	清水直人	その他交通会議の運営上市長が 必要と認める者	第11号	
20	白岡市商工会	菅原清孝			